

東京都内区市町村社会福祉協議会のための サイバープロテクター のご案内



保険期間：2019年4月1日午後4時
～2020年4月1日午後4時

見積依頼シート初回締切日：2019年3月5日（火）

申込初回締切日：2019年3月15日（金）

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

<目次>

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 事業者を取り巻く情報に関する環境 | 3ページ |
| 2. ご契約の仕組み | 4～5ページ |
| 3. 保険金をお支払いする主な場合 | 6～7ページ |
| 4. お支払いの対象となる損害 | 7～9ページ |
| 5. 保険金をお支払いしない主な場合 | 10～11ページ |
| 6. ご留意いただきたいこと | 11～13ページ |
| 7. 保険金ご請求手続の流れ | 14ページ |
| ● 重要事項のご説明 | |
| ● ご参考：想定事例集 | |

サイバープロテクターとは…

2017年5月に改正個人情報保護法が施行され、適用対象事業者が広がるなど、個人情報保護の意識がますます高まりをみせています。このような状況の中、特に多くのセンシティブな個人情報を取り扱う**貴社会福祉協議会**にとって「情報漏えいの防止」は重要な課題といえます。

そこで本制度では、**貴社会福祉協議会**にて万一、情報が漏えいした場合等の賠償損害リスク、費用損害リスクを幅広くカバーします。

募集対象、加入資格等

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	東京都社会福祉協議会の会員である区市町村社会福祉協議会に限ります。
◇記名被保険者	東京都社会福祉協議会の会員である区市町村社会福祉協議会に限ります。
◇ご加入の単位	社会福祉協議会単位となります。

申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

1. 事業者を取り巻く情報に関する環境

情報にかかわる社会情勢・法制の動向

- 改正個人情報保護法の施行
- インターネットの発展による不正アクセス等の巧妙化
- プライバシーに対する権利意識の高揚
- マイナンバー制度の開始
- 情報漏えい事故の多発

情報の漏えい

企業が被る影響

社会的責任の発生

信用の低下

風評被害

経済的損失

法令を遵守した
個人情報の取扱い

情報漏えいに対する
リスクマネジメント

情報漏えいの事故事例

年月	業種	内容
2016年6月	旅行会社	旅行会社が標的型攻撃に遭い、最大で約793万人分の個人情報が流出した可能性があると公表。
2016年6月	旅行代理店	旅行代理店のサーバが不正アクセスを受け、クレジットカード情報を含む個人情報2,722件が流出。
2016年6月	大学	個人情報(約2万人分)の入った業務用PCがウイルス感染し、外部との不正な通信を行っていたことが発覚。
2016年5月	公的機関	外部から「標的型攻撃メール」が送られ、システムに保管されていた約125万人分の個人情報が漏洩。
2016年2月	通販サイト	通販サイトが不正アクセスを受け、クレジットカード情報が流出。合計6,432件の情報が流出した可能性があると発表。
2016年2月	病院	病院のウェブサイトが不正アクセスを受けた可能性があると発表。情報漏えい等の被害は確認されていない。
2016年1月	自動車メーカー	公式Webサイトがサイバー攻撃の一種である分散サービス妨害(DDoS)攻撃を受け、サービスを停止。

2. ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は社会福祉法人東京都社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

- ① 東京都社会福祉協議会の会員である区市町村社会福祉協議会（記名被保険者）
- ② 記名被保険者の役員（会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。）。ただし、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

(3) 保険期間

2019年4月1日から2020年4月1日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(4) 補償の対象となる情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 個人情報
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
- ② 企業情報
特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。
- ③ ①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

(5) 保険適用地域

ご契約いただくプランによって、保険適用地域が異なります。

補償	スタンダードプラン	プレミアムプラン
賠償損害	日本国内	全世界
費用損害	日本国内	全世界

(6) ご加入の流れ

(有)東京福祉企画 FAX番号：03-3268-8832

- ① 貴社会福祉協議会様：保険料見積依頼シートをご記入のうえ、(有)東京福祉企画へFAXしてください
- ② (有)東京福祉企画から貴社会福祉協議会へ見積書・申込書類を送付します。
- ③ 貴社会福祉協議会様：東京都社会福祉協議会へ保険料を振り込み、申込書類を送付してください。
- ④ 三井住友海上から6月上旬までに加入者証を郵送します。

* 加入者証受領までに事故が起こった場合、加入内容を確認致しますので取扱代理店へご連絡ください。

(7) 支払限度額と保険料例（保険期間1年間）

加入プラン・保険料例

※種別:社会福祉協議会の場合
※割引適用なしの場合

加入プラン			スタンダードプラン		プレミアムプラン	
			Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
支払限度額	① 賠償損害	一請求・保険期間中支払限度額	5,000万円	10,000万円	5,000万円	10,000万円
		免責金額	0円	0円	0円	0円
	② 費用損害	一事故・保険期間中支払限度額	500万円	1,000万円	500万円	1,000万円
		免責金額	0円	0円	0円	0円
保険料	収入合計3億円の場合の保険料		81,370円	112,310円	114,010円	157,410円
	収入合計5億円の場合の保険料		98,810円	136,370円	138,450円	191,150円
	収入合計10億円の場合の保険料		127,870円	176,470円	179,160円	247,360円
	収入合計15億円の場合の保険料		144,220円	199,040円	202,070円	278,990円

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故（1請求）ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。上記の保険料は、年間保険料の一例です。実際のご加入にあたっては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

引受条件

支払限度額および免責金額は下表のとおり設定します。縮小支払割合の変更はできません。

損害	プラン	対象損害・対象費用	支払限度額	免責金額	縮小支払割合	
賠償損害	スタンダード	ア. 法律上の損害賠償金	1請求・保険期間中につき 5,000万円 or 10,000万円	0万円	なし	
		イ. 争訟費用				
		ウ. 権利保全行使費用				
		エ. 訴訟対応費用	1,000万円 ^(注)			
費用損害	プレミアム	オ. 事故対応費用	1事故・保険期間中につき 500万円 or 1,000万円	0万円	なし	
		カ. 事故原因・被害範囲調査費用				
		キ. 広告宣伝活動費用				
		ク. 法律相談費用				
		ケ. コンサルティング費用				
		コ. 見舞金・見舞品購入費用				
		サ. クレジット情報モニタリング費用				
		シ. 公的調査対応費用				
		ス. 情報システム等復旧費用				なし
		セ. 被害拡大防止費用				90%
ソ. 再発防止費用	80%					
		タ. サイバー攻撃調査費用			80%	

(注) 賠償損害の基本支払限度額の内枠

3. 保険金をお支払いする主な場合（1）

（1）賠償損害

次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

プラン		対象となる事故
プレミアム	スタンダード	<p>① 情報の漏えいまたはそのおそれ 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ ア. 記名被保険者^(注1)が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報^(注2) イ. 記名被保険者^(注1)が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報^(注3)</p> <p>② 情報システムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等 記名被保険者が行う情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由 ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害 エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失 (注1) 記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者を含みます。 (注2) 所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。 (注3) 管理を委託しなくなったものを含みます。</p>
		<p>③ サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊</p> <ul style="list-style-type: none"> サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。） サイバー攻撃に起因する他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます。）の滅失、破損もしくは汚損または紛失もしくは盗取

（2）費用損害

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置^(注)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。ただし、以下の①・③・④の情報セキュリティ事故が発生した場合にプロテクト費用保険金を支払うのは、「公表要件」のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りです。

(注) 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社の事故の通知（遅滞なく書面により通知いただきます。）を受領した日の翌日から起算して一定期間（スタンダードプラン：180日間、プレミアムプラン：1年間）が経過するまでに行ったものに限りです。

プラン		対象となる事故（情報セキュリティ事故）
プレミアム	スタンダード	① 情報の漏えいまたはそのおそれ
		② 情報システムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
		③ ①～②を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃
		④ ①～③を除き、サイバー攻撃またはそのおそれ

3. 保険金をお支払いする主な場合（2）

<公表要件>

■情報セキュリティ事故の①または③の事由が発生した場合

- a. 公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限ります。
- b. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
- c. 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
- d. 公的機関からの通報

■情報セキュリティ事故の④の事由が発生した場合

- e. 公的機関からの通報
- f. 記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告

※公的機関：不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。
 この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。



4. お支払いの対象となる損害（1）

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金がお支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

(1) 賠償損害

損害の種類	内容
ア.法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ.争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものの。
ウ.権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要なかつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ.訴訟対応費用	日本国の裁判所に ^(注) 訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（通常要する費用に限ります。）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥ 増設したコピー機の賃借費用 (注) プレミアムプランの場合には保険適用地域が全世界となります。

- 賠償損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。
- 賠償損害にかかわる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。



4. お支払いの対象となる損害（2）

（2）費用損害

① スタンダードプラン・プレミアムプラン共通で対象となる費用

損害の種類	内容
ア. 事故対応費用	<p>情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用。</p> <p>① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成および封筒代を含みます。）</p> <p>② 通信業務のコールセンター会社への委託費用</p> <p>③ 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>④ 事故対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用</p>
イ. 事故原因・被害範囲調査費用	<p>情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。</p>
ウ. 広告宣伝活動費用	<p>情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要した費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要した費用に限ります。</p> <p>① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等</p> <p>② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告</p>
エ. 法律相談費用	<p>情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。</p>
オ. コンサルティング費用	<p>情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。</p>
カ. 見舞金・見舞品購入費用	<p>情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品^(注1)の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額^(注2)は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。</p> <p>① 被害者が法人の場合 1法人につき 50,000円</p> <p>② 被害者が個人の場合 1名につき 500円</p> <p>(注1) 見舞品 記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は除きます。</p> <p>(注2) 見舞品の相当額 見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。</p>

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害にかかわる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

4. お支払いの対象となる損害（3）

（2）費用損害

② プレミアムプランで対象となる費用

損害の種類	内 容
キ. クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報について、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。
ク. 公的調査対応費用	<p>情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用。</p> <p>① 公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用</p> <p>② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成および封筒代を含みます。）</p> <p>③ 公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>④ 公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>⑤ 公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。</p> <p>※公的調査 公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。</p>
ケ. 情報システム等復旧費用	<p>情報セキュリティ事故によって、情報システムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要した次のいずれかに該当する費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。</p> <p>① 情報システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器^{（注1）}ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>② 損傷した情報システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用^{（注2）}ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用^{（注3）}および撤去費用</p> <p>③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用</p> <p>（注1）サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器 携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品を除きます。</p> <p>（注2）代替物の賃借費用 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。</p> <p>（注3）仮設物の設置費用 付随する土地の賃借費用を含みます。</p>
コ. 被害拡大防止費用	<p>情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担した次のいずれかに該当する費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。</p> <p>① ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用</p> <p>② 情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害（インターネットによるものに限ります。）の拡大防止に必要なかつ有益な費用</p>
サ. 再発防止費用	情報セキュリティ事故の再発防止のために負担した必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用および情報システム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。
シ. サイバー攻撃調査費用	<p>サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関^{（注）}による調査にかかる費用。</p> <p>（注）外部機関 記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している者を除きます。</p>

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害にかかわる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

5. 保険金をお支払いしない主な場合（1）

<専門事業者賠償責任保険普通保険約款で保険金をお支払いしない主な場合>

- ◆次のいずれかの事由または行為に起因する損害
- 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾（じょう）
- 地震、噴火、洪水または津波
- 被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）
- 被保険者の故意または重過失による法令違反
- 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為

等

- ◆次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害
- 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- 保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求
- 身体の障害に対する損害賠償請求（精神的苦痛は含みません。）
- 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀（き）損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求

等

<サイバープロテクター特約で保険金をお支払いしない主な場合>

- ◆次のいずれかに該当する損害
- この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害
- この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害

等

- ◆次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害
- 偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
- 国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）
- 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為

等

- ◆次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任に関する損害賠償請求
- 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償請求
- 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求

害賠償請求

- 株主代表訴訟による損害賠償請求
- 企業その他組織の信用毀（き）損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害に起因する損害賠償請求
- 被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。）に起因する損害賠償請求
- 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用に起因する損害賠償請求

等

- ◆情報システムの所有、使用、管理等に起因する業務阻害等について、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害

- 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
- 人工衛星（人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。）の損壊または故障に起因する損害賠償請求
- 被保険者の業務の対価（販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。）の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- 商品またはサービスの対価として商品またはサービスの購入者が支払うべき金額よりも過大な請求をしたことに起因する損害賠償請求
- 商品もしくはサービスの販売を中止もしくは終了したことまたは商品もしくはサービスの内容を変更したことに起因する損害賠償請求
- 商品もしくはサービスの価格についての誤った記載または商品もしくはサービスが宣伝の内容と異なることに起因する損害賠償請求

- 記名被保険者が金融機関^(注)に該当する場合において、情報システムにおける資金（電子マネー、仮想通貨、その他これらに類似のものを含みます。）の移動に起因する損害賠償請求

- 記名被保険者が金融機関^(注)に該当する場合において、預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引に起因する損害賠償請求

- 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害に起因する損害賠償請求

ア. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に定める電気事業者

イ. ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に定めるガス事業者

ウ. 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）に定める熱供給事業者

エ. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める水道事業者、および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）に定める工業用水道事業者

等

(注) 金融機関 次のいずれかに該当する者を含みます。

① 決済代行会社（割賦販売法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 99 号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）

② 金融商品取引所（仮想通貨交換業を含みます。）

③ 信用保証協会

5. 保険金をお支払いしない主な場合（2）

＜サイバープロテクター特約で保険金をお支払いしない主な場合＞続き

◆情報システムの所有、使用、管理等に起因する業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

○記名被保険者が行う、他人が使用することを目的とした情報システム^(注)の所有、使用または管理

○記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売した情報システム、プログラムまたは電子情報

○記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報システム、プログラムまたは電子情報

等

(注)他人が使用することを目的とした情報システム

記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを除きます。

＜サイバープロテクター拡張補償特約で保険金をお支払いしない主な場合＞（プレミアムプランの場合のみ）

◆サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊について、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害

○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償請求

○液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償請求

○石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維の製造、販売、提供、使用、設置、除去または石綿粉塵（じん）への曝露（ばくろ）に起因する損害賠償請求

○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
ア. 航空機

イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球

ウ. 自動車（原動機付自転車を含みます。）

エ. 船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）

○被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害賠償請求

ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

イ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

ウ. ア. またはイ. に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

◆テロ行為等（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。）によって生じた損害 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

6. ご留意いただきたいこと（1）

●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●ご加入にあたっては、次の事項について記載いただいた引受保険会社所定の告知事項申告書をご提出いただきます。

①保険料算出の基礎	貴社の把握可能な最近の会計年度（1年間）における収入合計 ■新規設立で最近の会計年度（1年間）の収入合計等が把握できない場合は、事業計画書等に計画された1年間のすべての収入合計を記入してください。 ■保険料確定特約の規定に基づく確定保険料での引受となるため、保険料算出の基礎が確認できる資料を添付ください。
②過去の事故について（新規・更改問わず）	現時点から起算して過去3年間において、貴社のネットワーク関連業務 ^(※) において他人から損害賠償請求を受けたことまたは損害賠償請求がなされるおそれの有無。 上記以外に、不正アクセス等を受けてその対応のために費用(原因調査、データ復旧等)を負担したことの有無。 (※) ネットワークの所有・使用または管理、ネットワーク上の電子情報の提供

6. ご留意いただきたいこと（2）

●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上（幹事会社）	引受割合	70%
東京海上	引受割合	25%
損保ジャパン日本興亜	引受割合	5%

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●＜保険会社破綻時等の取扱い＞

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに 保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

●事故が起こった場合のお手続

(1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ① 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ② 申し立てられている行為
- ③ 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ②損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ③共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類 ①費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類 ②費用に関する領収書等、被保険者の費用支出を証明する書類	支出されたプロテクト費用、権利保全行使費用、争訟費用等が確認できる書類・明細書 同上
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

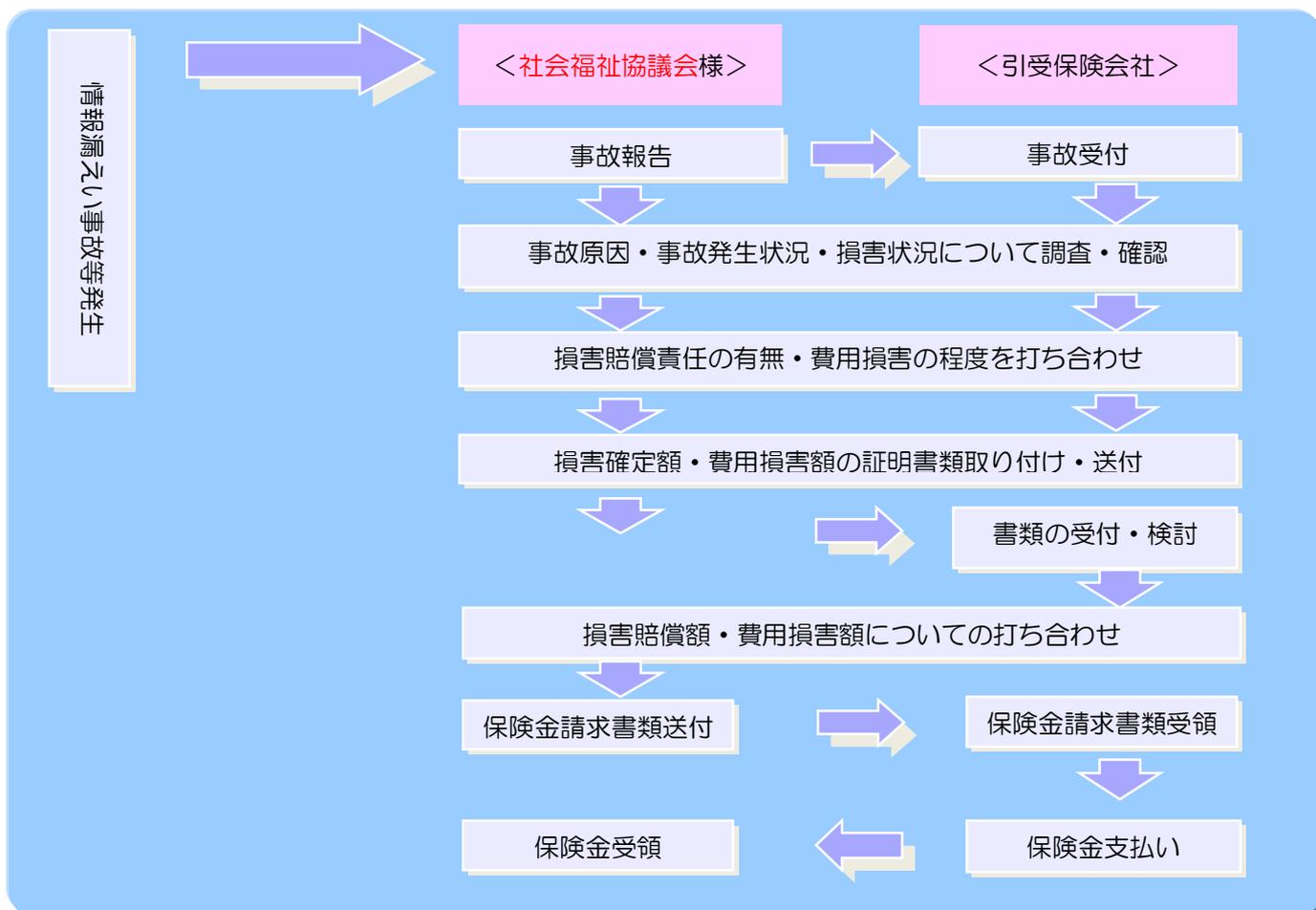
(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

7. 保険金ご請求手続の流れ



【取扱代理店】

有限会社 東京福祉企画
 (東京都社会福祉協議会指定保険代理店)
 〒162-0821
 東京都新宿区神楽坂1-2研究社英語センタービル3F
 TEL:03-3268-0910 FAX:03-3268-8832

【保険料振込先】

みずほ銀行 飯田橋支店 普通口座 No.1491278
 名義 福)東京都社会福祉協議会 施設賠償口

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)
 公務部 東京公務室
 〒101-8011
 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
 TEL:03-3259-7593 FAX:03-3259-7581

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社